

住宅設計料率一覧表

2007. 09. 01改訂 (株)生活空間研究所

- ※ 設計費用は総工事費用に設計料率を掛けて算出（確認申請手数料は含みます）
- ※ 一戸建ての住宅以外は建物類別により別途協議
- ※ A～500㎡を超える B～高さ13Mを超える C～軒高9Mを超える

■ 基本料率

構造形式	階数	条件	設計料率	備考
木造	2階建て以下	工事費2000万円（消費税込み）以下	—	設計費用は一律240万円（消費税込み）
		200㎡以内	12%	
		200㎡を超え500㎡以下	14%	
		500㎡を超える	15%	
	3階建て	工事費2000万円（消費税込み）以下	—	設計費用は一律300万円（消費税込み） A, B, Cのいずれかに該当する場合は、一律設計費用は340万円（消費税込み）
		500㎡以内	15%	B, Cのいずれにも該当しない場合
A, B, Cのいずれかに該当する場合		17%		
非木造 (鉄骨造、RC造、補強コンクリートブロック造、組積造など)	3階以下	工事費2000万円（消費税込み）以下	—	設計費用は一律300万円（消費税込み） A, B, Cのいずれかに該当する場合は、一律設計費用は340万円（消費税込み）
		A, B, Cのいずれにも該当しない場合	15%	
		A, B, Cのいずれかに該当する場合	17%	
	4階以上			
混構造	階数問わず	木造、鉄骨造、RC造、SRC造などの異種構造のいずれか2つを併用した建物	15%	A, B, Cのいずれにも該当しない場合
			17%	A, B, Cのいずれかに該当する場合
確認申請時に建物構造の「適合性判定審査」が必要な計画の場合			17%	基本計画案提案時に説明します

■ その他増減料率

	内容	増減料率	備考	
(1) 確認申請終了時以降、建て主の要望によるプラン変更等により再度確認申請が必要な場合  (右記料率は1回に付き加算。複数回ある場合は回数分加算する)	木造 2階建て以下	工事費2000万円（消費税込み）以下	—	20万円（消費税込み）加算（1回の場合）
		200㎡以内	1%加算	最終精算時、設計料13%で精算（1回の場合）
		200㎡を超え500㎡以下	2%加算	最終精算時、設計料14%で精算（1回の場合）
		500㎡を超える	3%加算	最終精算時、設計料15%で精算（1回の場合）
	木造 3階建て	工事費2000万円（消費税込み）以下	—	60万円（消費税込み）加算（1回の場合） A, B, Cのいずれかに該当する場合は、100万円（消費税込み）加算（1回の場合）
		500㎡以内（B, Cに該当しない場合）	3%加算	最終精算時、設計料18%で精算（1回の場合）
		A, B, Cのいずれかに該当する場合	5%加算	最終精算時、設計料22%で精算（1回の場合） （ただし内容により協議する）
	非木造 3階以下	工事費2000万円（消費税込み）未満	—	60万円（消費税込み）加算（1回の場合） A, B, Cのいずれかに該当する場合は、100万円（消費税込み）加算（1回の場合）
		A, B, Cのいずれにも該当しない場合	3%加算	最終精算時、設計料18%で精算（1回の場合）
		A, B, Cのいずれかに該当する場合	5%加算	最終精算時、設計料22%で精算（1回の場合） （ただし内容により協議する）
	混構造	木造、鉄骨造、RC造、SRC造などの異種構造のいずれか2つを併用した建物	3%加算	最終精算時、設計料18%で精算（1回の場合）
			5%加算	最終精算時、設計料22%で精算（1回の場合） （ただし内容により協議する）
(2) オープンハウス開催、マスコミ取材などにご協力いただける場合		0.5%減	設計契約時に協議の上決定	
(3) フラット35（住宅金融公庫）、財形融資利用の場合		1%加算	設計審査手続き費用の加算	
(4) 開発申請、竣工図書作成、完成模型作成などの特別業務が必要な場合		協議	その都度見積りを提出し協議の上加算額決定	